

分担金・拠出金の名称	南極条約拠出金	平成28年度 予算額	2,414千円	総合 評価	B
拠出先の国際機関名	南極条約事務局				
国際機関の概要	南極の平和的利用、科学的調査を盛り込んだ「南極条約」(1961年発効)および南極の環境保護を規定した「環境保護に関する南極条約議定書」(1998年発効)を管理、運営する事務局(ブエノスアイレス(アルゼンチン)に所在)。主に年1回の南極条約協議国会議および環境保護委員会の準備、実施、及び南極の基地運営、環境保護に対するアドバイスをを行っている。 我が国は、南極条約及び環境保護に関する南極条約議定書の締約国であり、協議国会議に参加できる協議国のステータスを有している。				
評価基準		達成状況			
1. 当該機関等の専門分野における影響力・貢献		南極条約事務局は、条約締約国が年1回参加する南極条約協議国会議及び環境保護委員会を準備、運営し、協議国会議で委託された調査、情報収集、情報共有を行っている。南極地域における唯一の国際的な枠組である南極条約の下、締約国が作成する南極地域における国際基準、規範の形成に向けて重要な役割を果たしている機関である。			
2. 我が国重要外交課題遂行における当該機関等の有用性(意思決定における我が国のプレゼンスを含む)		1. 我が国は、南極に昭和基地を含めて4つの基地を有していることから、南極の科学調査、平和利用を議論する南極条約協議国会議は極めて重要である。また、南極条約は、国連常任理事国全てを含む主要国が締結しており、南極における唯一の国際的枠組みとして影響力は大きい。 2. 南極条約の締約国は、発言権を有する「協議国」と発言権を有しない「非協議国」に分別されるが、我が国は、「協議国」に属し、協議国会議に積極的に参画し、プレゼンスを果たしている。			
3. 当該機関等の組織・財政マネジメント		1. 南極条約事務局に拠出された予算は、全て外部機関の監査を受け、年1回開催される協議国会議で報告、承認される。 2. 予算の内、多くを占める人件費は殆ど増加させず、また、会議通訳費は入札の上、合理的なコストを維持している。その結果、各国の拠出金は名目ゼロ成長となっている。 3. 財政状況が健全であるため、外部監査及び各締約国から否定的な指摘・評価は報告されていない。			
4. 当該機関等における邦人職員の状況		1. 南極条約の下、南極観測を行っている各締約国の南極関係機関が委員を構成している「南極観測実施責任者評議会(COMNAP)」の議長に白石国立極地研所長を選出している。本件評議会は、協議国会議に強い影響力を有する。 2. 南極条約事務局は、人件費を含めた予算を厳しくコントロールしており、事務局長を含めて10名という少人数により運営していることから、2020-2021年まで各国の拠出金を名目ゼロ成長としている。今後は、職員の退職などが生じた際に、邦人を職員にするよう働きかけることになる。 3. 今後は、条約事務局、各締約国と相談しつつ、邦人職員の確保について働きかけを行う。			
5. 我が国拠出の執行管理、PDCAサイクルの確保		南極条約事務局は、以下の通りPDCAを確保。 ①Plan:条約事務局が単年度予算を作成、南極条約協議国会議が承認。 ②Do:我が国を含めた協議国が分担金を支払い、事務局が予算を執行。 ③Check:年1回の南極条約協議国会議において事務局が外部監査の結果を報告するとともに、予算執行に関して各協議国が監査・承認する。また、定期的に事務局長と直接やりとりをして予算の適切な執行に努めている。 ④Act:協議国会議の際に、各協議国が予算のあり方、経費削減等の改善要求を事務局に申し入れている。			
担当課・室名	国際協力局地球環境課				